

鳥取県中部総合事務所電話交換設備保守点検業務仕様書

1 委託業務の名称

鳥取県中部総合事務所電話交換設備保守点検業務

2 委託業務の履行場所

鳥取県中部総合事務所（倉吉市東巖城町2番地）

3 委託業務の履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

4 委託業務の概要

鳥取県中部総合事務所に設置している電話交換設備が正常に作動するよう、保守点検及び故障時等の緊急対応を行う。

5 保守点検の対象機器等

(1) 対象機器

ア 電話交換機（NEC UNIVERGE SV9300）1基

イ 通話料金管理装置 1台

ウ 保守コンソール 1台

エ デジタル多機能電話機 3台

(2) 対象機器の設置場所

ア 電話交換機 エネルギー棟2階通信機械室

イ 通話料金管理装置 エネルギー棟2階通信機械室

ウ 保守コンソール エネルギー棟2階通信機械室

エ デジタル多機能電話機 3台

(ア) 1号館A棟1階 所長室

(イ) 1号館A棟1階 警備員室

(ウ) 1号館A棟1階 地域振興局執務室

6 電話交換機の収容回線数

種別		現用	実装	備考
内線	一般内線	168	256	
	デジタル多機能内線	3	32	
	PHS内線	78	—	PHS内線の実装は他内線の組合せによる
局線	INSネット64	0	8	
	INSネット1500	1	1	
	一般公衆回線	13	16	
専用線	市内専用線(LD)	14	16	
	市内専用線(OD)	0	0	
電話機	デジタル多機能電話機	3	—	
	一般電話機	168	—	
	PHS基地局	17	—	
	PHS子機	78	—	

なお、収容回線の現用数は、今後の調整により変更する場合がある。

7 保守点検の実施時期

毎月1回

8 保守点検の内容

(1) 一般事項

この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（平成25年版）によること。

(2) 保守点検項目等

ア 保守点検の範囲

鳥取県中部総合事務所MDF（主配線盤）からデジタル電子交換機本体を経由して、電話機に接続するモジュラーまでとする。

ただし、次の（ア）から（キ）までに掲げる事項は除く。

（ア）電話交換機、電源装置、内線電話機、臨時電話機、その他これらに類するものの増設、取替え、移設、改造及び撤去に関する工事

（イ）電源装置の精密点検

（ウ）故障した電話機の引取り修理

（エ）電話交換機データの変更

（オ）別表「消耗品・有償交換部品一覧」に掲げる部品等の供給及び取替え

（カ）不適正な使用又は取扱いにより生じた保守点検対象機器の損傷及び天災その他不可抗力により生じた保守点検対象機器の損傷の修理

（キ）保守点検対象機器のオーバーホール

イ 保守点検の内容

分類	番号	項目	点検内容
信号・電源	1	監視警報	警報表示の確認
	2	整流器	出力電圧の測定
	3	蓄電池	蓄電池電圧の測定、外観の確認
機能試験	4	トランク	機能試験
	5	M F T	機能試験
	6	一般内線	機能試験
	7	課金装置	機能試験
稼動状態	8	障害情報	障害情報の確認
	9	閉塞・H&D	閉塞・H&D探索
	10	課金情報	課金情報の確認
その他	11	M D F	ジャンパーの確認等
整備	12	整備	機器図面、設備管理資料等
	13		リスト（内線データ、各登録）
	14		保守消耗品

ウ 保守点検の水準

- (ア) 毎月の障害の発生件数が、内線電話機等100台当たり3.5件以下となる水準を維持する。
 なお、障害とは、発見の経緯にかかわらず、交換接続及び通話の機能に支障のある状態をいう。
 (イ) (ア)に定める水準を超えたときは、電話交換設備全般についての臨時点検を行い、その結果を報告する。

9 臨機の処置

受託者は、対象機器の故障又は災害若しくは事故が発生したときは、速やかに適切な処置を執り、直ちにその状況を鳥取県中部総合事務所長（以下「委託者」という。）に報告すること。

10 保守点検完了報告

- (1) 受託者は、毎月の保守点検が完了したときは、完了した当日に、その旨を鳥取県中部総合事務所地域振興局の担当者に口頭で報告すること。
 (2) 受託者は、毎月の保守点検が完了したときは、完了した日から7日以内に、点検結果報告書を委託者に提出すること。
 (3) 点検結果報告書には、①点検実施年月日、②点検実施者名、③保守点検の内容、④問題点、⑤改善策等を記載すること。

11 その他

- (1) 専門技術者の資格
 法令等の規定により、資格が必要な委託業務については、有資格者が実施すること。なお、委託業務を実施する前に、必要な資格を所持していることの証明書を提示すること。
 (2) 養生及び片付け
 保守点検及び故障等の緊急時の対処において、建物等に汚染又は損傷の可能性がある場合は、適切な養生（保護措置）を行うこと。また、委託業務終了後には、片付け及び清掃を行うこと。

(3) 保守点検対象機器の保全

保守点検の結果、故障その他の事故を発見したときは、委託者と協議して最善の措置を執ること。

(4) 電気、水道等の使用

電気、水道等は、委託業務に必要な限りにおいて、無償で使用できる。ただし、委託業務に使用する機器、機材、資材等は、受託者の負担において準備すること。

(5) 費用負担

別表「消耗品・有償交換部品一覧」に掲げる部品等の取替えに要する費用は、全て委託者の負担とする。

(6) 打合せ

保守点検の日時等については、事前に鳥取県中部総合事務所地域振興局の担当者と打合せを行うこと。

(7) 委託業務の引継ぎ

委託業務の履行期間中又は契約満了時に保守点検業務実施者が変更された場合、新たな保守点検業務実施者に対し、点検、保守、修繕等の記録等を引き継ぎ、業務に支障のないように努めること。また、これに係る費用の一切は引継前受託者の負担とする。

(8) 電話交換機の保証期間

電話交換機（NEC UNIVERGE SV9300）については、平成30年6月27日まで、無償修理保証期間である。

1.2 提出書類

番号	書類の名称	提出時期	備考
1	点検結果報告書	毎月の保守点検が完了した日から7日以内	

(別表) 消耗品・有償交換部品一覧

項目		品名	備考
消耗品	1	通話料金管理装置プリンター用トナー	
有償交換部品	1	ヒューズ	
	2	フラッシュメモリー	
	3	電話交換機用バッテリー	
	4	電話交換機用整流器	
	5	電話交換機用DC-DCコンバーター	
	6	メモリバックアップ用電池	